

小平駅南口有料自転車駐車場更新の方向性について

1 背景

令和元年度の更新等の適否の判断において、小平駅南口有料自転車駐車場は小平駅南口に隣接しているため利便性が高く、利用率も高い重要な自転車駐車場であり、小平駅南口における通勤、通学などの都市機能を維持する必要があることから更新することとした。

本施設は商業地域に立地していることから、自転車駐車場の一部に商業施設等を複合化するなど他の用途で活用出来ないかとの声があったことなどを踏まえ、令和2年度に基礎調査を実施し、調査結果を踏まえ方向性を検討することとした。

2 敷地状況等

(1) 敷地面積

229.60㎡ (実測図なし)

(2) 敷地概要

用途地域：商業地域 (建ぺい率80%、容積率400%)

建築可能建築面積：183.68㎡、建築可能延床面積：918.40㎡

防火地域：防火地域

高度地区：第3種高度地区

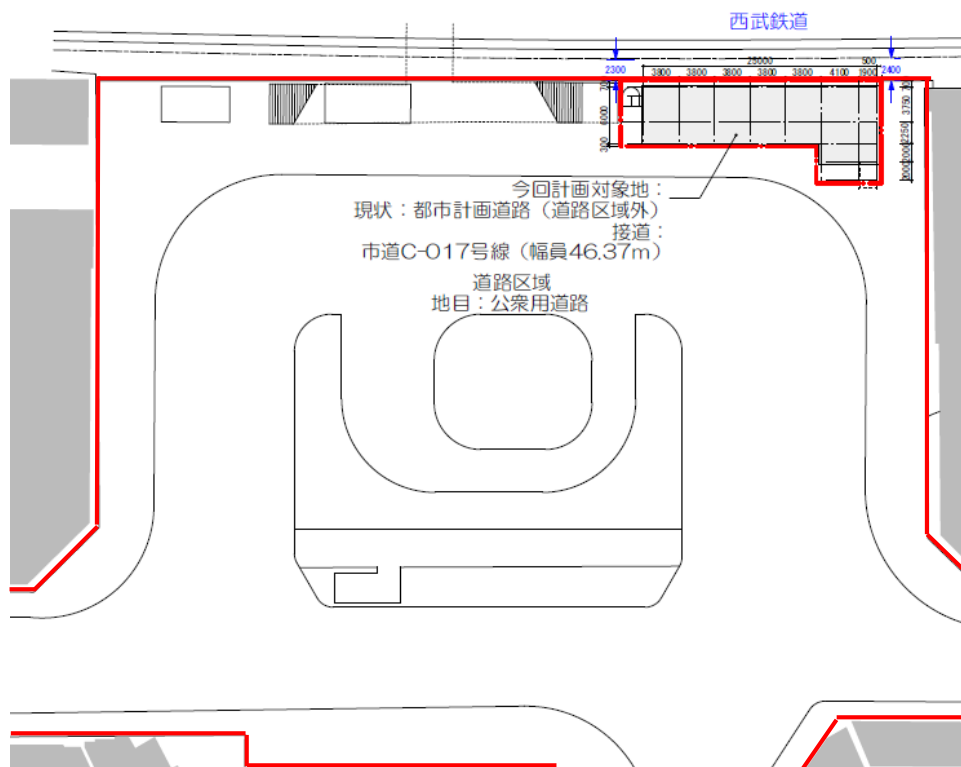
その他：都市計画道路 (道路区域外)

(3) 現況建物

建築面積：174.00㎡、延床面積：336.00㎡

構造等：鉄骨造 地上2階建て

収容台数：337台



3 方向性

本敷地は、昭和38年に駅前広場として都市計画道路に都市計画決定されている。昭和56年当時、道路法第2条で規定されている道路に附属して設けられる施設の中に、「自転車駐車場」が規定されていなかったことから、もともと道路区域だったところを例外的に道路区域外として整備を行ったが、その後、平成17年の道路法施行令の改正により、道路区域に「自転車駐車場」が建設できるようになっており、更新をするにあたっては、本来の趣旨のとおり都市計画道路として道路法の道路区域に戻すことが適当である。

また基礎調査の結果、一定程度の施設を建設可能であることは確認できたが、商業施設等を複合化することについては、効果的な活用方法や担い手を想定しがたいこともあり、自転車駐車場を更新する時期を捉えて、道路区域に変更するものとする。

このことにより、本敷地には道路法で限定列举されている用途以外の施設は建設できなくなる。また、「自転車駐車場」として都市計画決定することで、都市計画法第53条の適用外となり駐車可能台数を増やすことができるが、都市計画決定しなくても現在の駐車台数330台程度の自転車駐車場の建築は可能である。

今後、自転車駐車場に対する需要や費用対効果等を総合的に勘案し、自転車駐車場の建設に関する検討を行う。

4 スケジュール（予定）

令和3年度	議会へ情報提供、市HPで公表 建設規模・特定財源等の検討
令和4年度以降	解体設計、基本・実施設計 解体工事 建設工事 供用開始